

中小企業庁では、価格転嫁促進に向けた取組として、令和6年9月の価格交渉促進月間フォローアップ調査に基づく企業リストを令和7年1月に公表いたしました。評価が芳しくない企業の経営トップには、事業所管大臣から指導・助言を行っております。

また、サプライチェーンの取引段階ごとの課題に応じた対策を講じてまいります。頂点企業から次の取引先、そして更に深い階層へと「1つ先」の取引先を意識した価格転嫁の浸透が重要であり、協議に応じない価格決定やサプライチェーンの深い取引段階での価格転嫁についても、下請法・下請振興法の改正、行政指導の強化等によって対応してまいります。